



## 目次

### 規 則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (保健業務課) ...580

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... (健康福祉企画課) ... 同

生活保護法による指定医療機関の休止の届出..... ( 同 ) ...581

生活保護法による指定医療機関の指定..... ( 同 ) ... 同

生活保護法による指定施術機関の指定..... ( 同 ) ...582

生活保護法による指定介護機関の指定..... ( 同 ) ... 同

指定居宅サービス事業者の指定..... (村山総合支庁福祉課) ...583

同..... ( 同 ) ... 同

指定居宅介護支援事業者の指定..... ( 同 ) ...584

指定介護老人福祉施設の指定..... ( 同 ) ... 同

県営土地改良事業計画の変更..... (庄内総合支庁農村計画課) ... 同

同..... ( 同 ) ... 同

民有保安林指定の解除の予定..... (森 林 課) ...585

民有保安林の指定の解除..... ( 同 ) ... 同

市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ... 同

都市公園の区域の変更..... ( 同 ) ...586

河川区域の変更による廃川敷地等..... (河川砂防課) ...588

同..... ( 同 ) ... 同

道路の区域の変更..... (村山総合支庁北村山総務建築課) ... 同

同..... ( 同 ) ...589

県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

同..... ( 同 ) ... 同

一般国道の供用の開始..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... 同

道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ...590

県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治団体の設立.....591

### 公 告

平成15年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... (市町村課) ... 同

大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....(商業振興課)...592  
 同.....(同)...同  
 県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...同  
 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(出納局)...594

正 誤

規 則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第51号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則(平成7年6月県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第6条第3項」を「第7条の2第3項」に改め、同条第2項第1号中「居住地変更届書」を「変更届書(政令第3条第1項の規定による届出に係るものに限る。)」に改め、同項第2号中「第5条第2項」を「第7条第3項」に改め、同項第3号中「第6条第2項」を「第7条の2第2項」に改める。

第4条中「(医療機関にあっては、所在地)」を「(居住地を有しないときは現在地とする。以下この条において同じ。)又は所在地」に改める。

別記様式第2号中「第6条第3項」を「第7条の2第3項」に改める。

別記様式第7号中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別記様式第8号中「第6条第1項」を「第7条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第448号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
地 主 歯 科 医 院	山形市七日町四丁目1番3号	平成11. 3.31
関 川 内 科 医 院	同 相生町8番地の61	平成15. 1.17
小 幡 皮 膚 科 医 院	天童市交り江四丁目6番23号	同 2.28
マ ル マ ン 調 剤 薬 局	同 6番25号	同
大 浪 歯 科 医 院	山形市あこや町三丁目9番10号	同

矢口歯科分院	山形市蔵王半郷566番地	同 3.31
ナカムラ薬局	新庄市城西町3番地の29	同
かもめ薬局	酒田市東泉町一丁目12番53号	同
(有)メディカほし薬局	西置賜郡白鷹町十王5059番地の16	同
矢吹病院	山形市本町一丁目6番17号	同
医療法人小野医院	長井市本町一丁目3番12号	同
さの医院	米沢市中央三丁目4番36号	同
吉田慶行皮膚科医院	山形市本町二丁目2番35号	同 4.1
平田町北俣診療所	飽海郡平田町大字北俣字仁助新田36番地の1	同

## 山形県告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
医療法人大峡歯科医院	米沢市本町三丁目1番43号	平成15.3.1

## 山形県告示第450号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
A B C 薬局成島店	米沢市成島町一丁目5番8号	平成15.4.1
かもめ薬局	酒田市東泉町一丁目12番53号	同
マルマン調剤薬局2003	天童市駅西三丁目9番12号	同
日本調剤遊佐町薬局	飽海郡遊佐町大字遊佐町字前田83番地の1	同
みさわ内科・消化器科クリニック	山形市城南町三丁目5番28号	同
医療法人仁和会小幡皮膚科医院	天童市駅西三丁目9番1号	同

小 姓 町 ク リ ニ ッ ク	山形市小姓町7番15号	同
鮭 川 歯 科 診 療 所	最上郡鮭川村大字佐渡2007番地の6	同
医療法人 矢 吹 病 院	山形市本町一丁目6番17号	同
医療法人 さ の 医 院	米沢市中央三丁目4番36号	同
大 野 胃 腸 科 内 科 医 院	天童市大字久野本1056番地の3	同
ナ カ ム ラ 薬 局	新庄市城西町3番地の26	同
十 王 調 剤 薬 局	西置賜郡白鷹町大字十王5059番地の16	同
ク リ ニ ッ ク あ こ が れ	天童市大字荒谷1973番地の884	同
ス マ イ ル 薬 局 天 童 東 店	天童市大字荒谷1973番地の1102	同

## 山形県告示第451号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 施 術 機 関 の 名 称	指 定 施 術 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
さ く ら ん ぼ 接 骨 院	東根市大字蟹沢1745番地の1	平成15.4.1

## 山形県告示第452号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ハイマート福原グループホーム	痴呆対応型共同生活介護	尾花沢市大字野黒沢554番地の35	平成15.4.1
B & Gケアマネジメントサービス	居 宅 介 護 支 援	天童市駅西三丁目9番12号	同
J A 鶴岡げんき館デイサービスセンター	通 所 介 護	鶴岡市大字青龍寺字村下34番地の1	同
ケアステーション21新庄支店(有限会社ガイドー)	居 宅 介 護 支 援	新庄市十日町柳原1509番地の2	同
米沢デイサービスセンターふれあい	通 所 介 護	米沢市栄町1番地の4	同
さ ぶ ら ん 寒 河 江 店	福 祉 用 具 貸 与	寒河江市大字柴橋字下鎌976番地の1	同

グループホーム ピュアフォレスト	痴呆対応型共同生活介護	米沢市大字三沢26106番地の14	同
グループホーム「幸楽荘」	痴呆対応型共同生活介護	飽海郡八幡町小泉字前田44番地	同
指定居宅介護支援事業所あこがれ	居宅介護支援	天童市大字荒谷1973番地の884	同
介護老人保健施設あこがれ	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	天童市大字荒谷1973番地の884	同

## 山形県告示第453号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人悠愛会 東村山郡山辺町大字大寺1152番地4	指定短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームあこがれ 天童市大字荒谷1973番地1345	平成15.3.31

## 山形県告示第454号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に指定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

指定サービス支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人尾花沢福祉会 尾花沢市大字野黒沢554番地29	ハイマート福原グループホーム 尾花沢市大字野黒沢554番地35	痴呆対応型共同生活介護	平成15.3.6
社会福祉法人山辺町社会福祉協議会 東村山郡山辺町大字山辺1307番地1	山辺町社会福祉協議会訪問介護事業所 東村山郡山辺町大字山辺1307番地1	訪問介護	同 3.28
有限会社原田マネジメント・コーポレーション 山形市籠田二丁目4番19号	原田接骨院 山形市城西町二丁目1番20号	訪問介護	同 4.4
社会福祉法人悠愛会 東村山郡山辺町大字大寺1152番地4	指定訪問介護事業所ヘルパー ステーションあこがれ 天童市大字荒谷1973番地1345	訪問介護	同
社会福祉法人悠愛会 東村山郡山辺町大字大寺1152番地4	指定通所介護事業所デイサービスセンターあこがれ 天童市大字荒谷1973番地1345	通所介護	同
医療法人東北医療福祉会 山形市大字菅沢字鬼越255番地	フラワー吉原 山形市南館三丁目21番50号	痴呆対応型共同生活介護	同 4.10

## 山形県告示第455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
帝人在宅医療東日本株式会社 埼玉県さいたま市上落合二丁目11番27号	ほっとケアプランセンター山形 山形市香澄町二丁目11番19号	平成15. 2.25
有限会社言葉の翼 山形市高原町971番地45	ケアプラン言葉の翼 山形市高原町971番地45	同
社会福祉法人山辺町社会福祉協議会 東村山郡山辺町大字山辺1307番地1	山辺町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 東村山郡山辺町大字山辺1307番地1	同 3.28
医療法人社団悠愛会 山形市桜田西四丁目1番14号	指定居宅介護支援事業所あこがれ 天童市大字荒谷1973番地884	同 3.31
医療法人社団笠原整形外科 山形市久保田一丁目8番21号	笠原整形外科居宅介護支援センター 山形市久保田一丁目8番11号	同 4.15

## 山形県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定介護老人福祉施設の名称	所在地	指定年月日
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームあこがれ	天童市大字荒谷1973番地1345	平成15. 3.31

## 山形県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大谷地区土地改良（ため池等整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（大谷地区ため池等整備）事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 縦覧に供する期間  
平成15年5月2日から同年6月2日まで
- その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営家根合地区土地改良（ほ場整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良(家根合地区ほ場整備)事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

余目町役場、藤島町役場

3 縦覧に供する期間

平成15年5月2日から同年6月2日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第459号

森林法(昭和26年法律249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

酒田市大字宮野浦字飯森山西17-541、18-439、18-441、18-443、18-445、18-447

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 保安林解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

飽海郡遊佐町大字藤崎字坂ノ下69-6、134-10、字坂の下83-3、86-3、103-11、112-5、116-6、117-6、135-8、字千代の藤5-573、5-577、5-578

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 保安林解除の理由

指定理由の消滅

山形県告示第460号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

1 解除に係る保安林の所在場所

鶴岡市大字今泉字真台375-55

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

山形県告示第461号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき新庄市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

1 変更に係る都区計画の種類及び名称

新庄都市計画用途地域

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第462号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた最上川ふるさと総合公園の区域を次のように変更し、平成15年4月26日から供用を開始する。

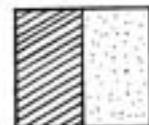
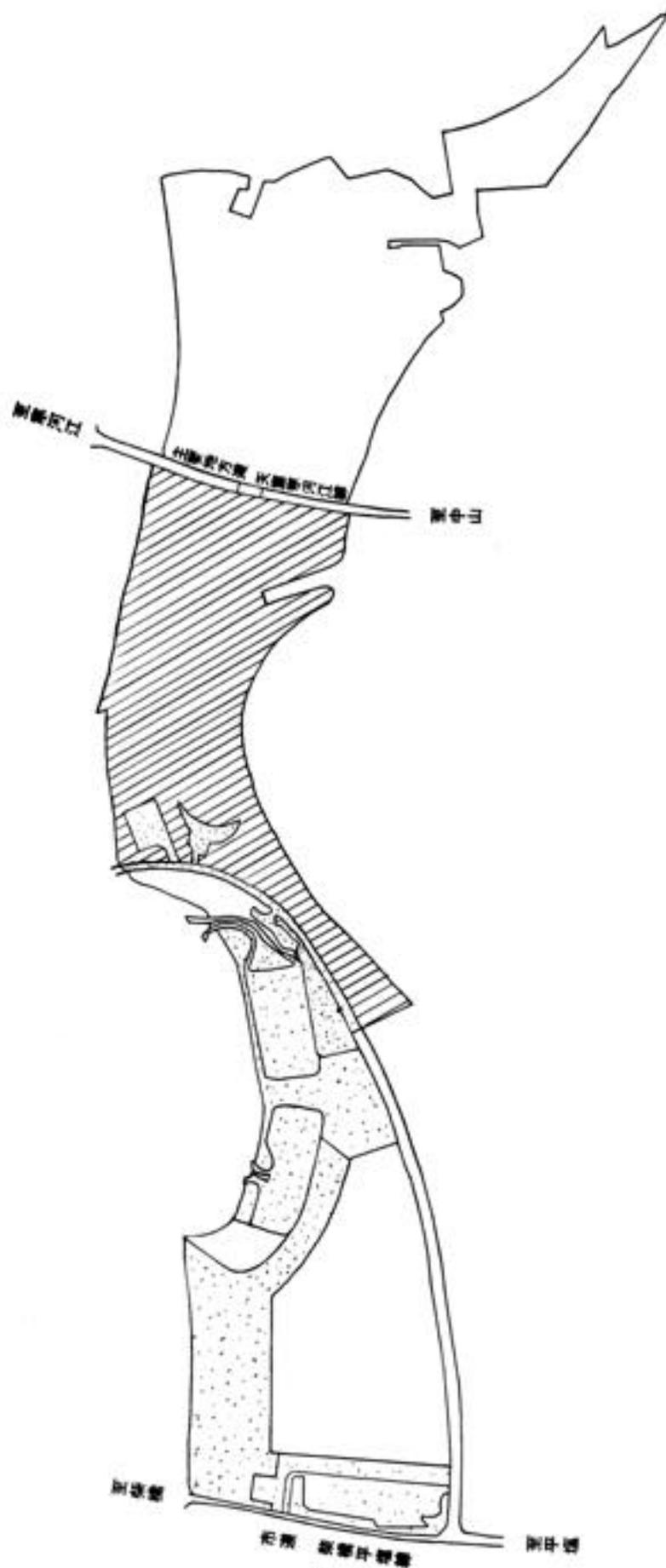
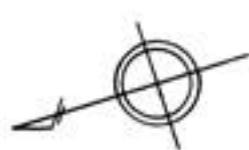
なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

最上川ふるさと総合公園の区域  
次の図のとおり

最上川ふるさと総合公園



追加した都市公園区域  
 従来の都市公園区域

山形県告示第463号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系観座川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成15年4月17日
- 3 廃川敷地等の位置  
上流 最上郡鮭川村大字川口字上大淵1266 - 1地先から  
下流 最上郡鮭川村大字川口字上大淵1035 - 1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,367.66m<sup>2</sup>

山形県告示第464号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系五百刈川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成15年4月17日
- 3 廃川敷地等の位置  
上流 最上郡鮭川村大字川口字川向道ノ下831 - 1地先から  
下流 最上郡鮭川村大字川口字上大淵900 - 1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 971.88m<sup>2</sup>

山形県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴子尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
尾花沢市新町一丁目16番15から 同 16番14まで	旧	13.4メートル 13.4	メートル 5
尾花沢市新町一丁目16番15から 同 中町2482番2まで	新	19.2メートル 9.2	メートル 380

山形県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
尾花沢市上町五丁目5130番3から 同 新町五丁目1617番12まで	旧	19.3メートル と 6.0	1,841メートル
同 上	新	32.0メートル と 11.3	1,994メートル

山形県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 鶴子尾花沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市新町一丁目16番15から  
同 中町2482番2まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月25日

山形県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市上町五丁目5130番3から  
同 新町五丁目1617番12まで
- 3 供用開始の期間 平成15年4月25日

山形県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 長井市森字山田川原32番3から  
同 字山之下480番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月25日

山形県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月25日から同年5月8日までに縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西田川郡温海町大字一霞字布滝55番2から		旧	47.8メートル	240メートル
同 56番29まで			17.0	
同	上	新	48.4メートル	同上
			22.2	

山形県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 西田川郡温海町大字一霞字布滝55番2から  
同 56番29まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月25日

公安委員会関係

規則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月25日

山形県公安委員会  
委員長 鑑谷誠一

山形県公安委員会規則第6号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号中

「	小立警察官駐在所	山形市小立二丁目	を
	蔵王半郷警察官駐在所	山形市表蔵王	
」			
「	小立警察官駐在所	山形市小立二丁目	に改める。
」			

## 附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成15年4月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
我妻のぼる後援会	佐藤 章	小関 英男	長井市十日町1-7-14	平成 15.3.19
県政と西置賜を結ぶ会	橋本 作助	塚原 信一	西置賜郡白鷹町大字十王205	同 3.24
南陽市東置賜郡医師連盟	佐藤 正年	佐藤 之彦	南陽市柵塚420-7	同 3.25
守谷丹吾後援会	横山 市郎	守谷 吉弘	西置賜郡白鷹町大字萩野1478	同 3.28
上山市を良くする会	尾形 伊勢松	大澤 祥光	上山市弁天1-11-54	同 3.31
かもだ俊広後援会	熊坂 省三	軽部 俊男	寒河江市大字八楸525	同 3.31
樋口政夫後援会	樋口 政夫	高橋 昭雄	長井市歌丸2682-2	同 4.7
佐藤祐一を励ます会	米野 留男	米野 二美	西置賜郡小国町大字足水中里78	同 4.8
山形県こにし恵一郎薬剤師後援会	渡辺 康弘	布施 孝三郎	山形市美畑町11-26	同 4.10

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の平成15年度における男子の第1次募集期間の募集を次のとおり行う。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 募集期間等

募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称
平成15年5月6日から 同 月30日まで	平成15年6月7日	筆記試験 口述試験 適正試験 身体検査	東 根 市	陸上自衛隊神町駐屯地

## 2 応募手続

応募しようとする者は、市役所、町村役場又は自衛隊山形地方連絡部において志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部(電話023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課(電話023(630)2075)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成15年5月25日まで縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社カワチ薬品天童店  
天童市北目土地区画整理事業仮換地27街区2番外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成14年12月13日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成15年5月25日まで縦覧に供する。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社カワチ薬品米沢北店  
米沢市中田町字鶴巻1997番1外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成14年12月13日
- 3 意見の概要  
意見なし

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積			収入が123,000円以下の者	収入が123,000円を超過し153,000円以下の者	収入が153,000円を超過し178,000円以下の者	収入が178,000円を超過し200,000円以下の者	収入が200,000円を超過し238,000円以下の者			収入が238,000円を超過し268,000円以下の者
県営小国アパート1号	西置賜郡小国町大字兵庫箱3-3-9	3DK	平方メートル 58.0	1	一般用	12,900	15,600	18,500	21,300	24,600	28,300	3月分の家賃に相当する額	
同小国アパート2号	同 3-8	同	59.4	1	同	13,800	16,800	19,800	22,900	26,500	30,400		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年5月1日から5月12日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年5月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課

## 5 入居の時期 平成15年6月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年4月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県財務会計システム運用管理支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局総務課会計システム係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2770
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北支社 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 38,929,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成15. 3.31	号外(12)	6	22	道府県民税	県民税
同 4. 8	第1429号	482	1	「別記様式第8号の2」	「様式第8号の2」
同	同	483	1	「別記様式第8号の3」	「様式第8号の3」

平成15年4月25日印刷  
平成15年4月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056